

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁刑企発第59号
平成31年3月25日
警察庁刑事局刑事企画課長

皇宮警察副本部長
警視庁関係各部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

庁内関係各課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所総務部長
各管区警察局広域調整担当部長

届出人に対する書面交付の本実施について

被害の届出人に対する書面交付については、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成24年8月24日付け警察庁丙刑企発第81号）及び「届出人に対する書面交付の試行実施について」（平成24年8月24日付け刑事企画課長事務連絡、以下「試行実施事務連絡」という。）により、都道府県警察において、試行的に実施しているところであるが、この度、本制度を試行実施から本実施に移行することとしたので、各都道府県警察にあつては、試行実施中、把握した問題点を、適宜、改善するなどして、下記のとおり実施されたい。

記

1 本実施日

平成25年4月1日から本実施に移行するものとする。ただし、準備が整わない場合には、可及的速やかに本実施に移行するものとする。

2 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領」（平成18年12月7日付け警察庁丙刑企発第53号ほか）に定める連絡対象事件を除いたものを対象とする。ただし、都道府県警察の実情により、連絡対象事件について、書面を交付することとしても差し支えない。

3 実施方法

被害の届出を受理した際に、届出人に対し本書面交付制度について説明し、交付を希望した者に対して、届出の日時、連絡先等を記載した書面を交付することとする。

本書面交付は、希望した者に対して書面を交付するものであり、交付件数の多少や交付率の高低を問うものではない。届出人の希望の有無にかかわらず、すべての届出人に対し書面を交付することは、業務負担の観点から、本制度の目的とするところではない。

なお、交付書面については、試行実施事務連絡によりモデル案を示したところであるが、試行実施期間中、各都道府県警察から、

- 書面のサイズを、名刺サイズにした方が実用的である
- 再被害を防止するための防犯ポイントや情報提供の協力依頼等、警察から積極的に伝えたい内容があれば併記した方がよい
- 被害届の受理番号の確認先、被害届を受理した後の捜査の流れなどを記載した方がよい

といった意見等が寄せられたことから、各都道府県警察にあっては、それぞれの実情と必要性に応じ、交付を受けた者の利便性を考慮した記載を加えるなどして、本実施に移行すること。

4 留意事項

当該書面は、あくまでも届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配慮すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成25年 3 月22日
(有効期間：平成31年 3 月31日)